

## 参加表明に関する質疑書の回答

令和元年6月21日

八幡市 総務課

業 務 名	八幡市新本庁舎整備事業
業 務 場 所	八幡市八幡園内地内他
質疑事項	回答
<p>1. 「募集要領」4(3)①Eb(イ) に記載の設計業務を行う者の参加資格要件について、構造担当主任技術者では「(イ)平成15年4月1日以降、ウに記載の構造設計に従事した実績があること」と記載ありますが、ウの記載事項のみでイの記載事項は適用されないと考えてよろしいでしょうか</p> <p>2. 「募集要領」5(4)①イ(イ) に記載の分担工事額について、「価格提案書(様式2-21)及び提案価格見積書(様式2-22)に記載する金額と大きな差異を生じないこと」記載されておりますが、現在工事金額を算出していない中で、金額を振り分けた際に、後日提出する価格提案書(様式2-21)及び提案価格見積書(様式2-22)と差異はどの程度許容されるのでしょうか。</p>	<p>1. 質問のとおり「4参加資格要件(3)①ウ」の記載事項のみで構いません。</p> <p>2. 質問のとおり現時点で大きな差異を生じない金額の記載することは、困難と考えます。よって、価格を求める方法では無く、価格割合(%)による記載でも構いません。また、この場合についての割合の差異については、3%程度と考えます。本回答書と合わせて様式の提供を行います。なお、従来の様式通り価格を記載し提出して頂いても構いません。この場合でも金額の差異については、3%程度と考えます。</p>

## 参加表明に関する質疑書の回答

令和元年6月21日  
八幡市 総務課

業 務 名	八幡市新本庁舎整備事業
業 務 場 所	八幡市八幡園内地内他
質疑事項	回答
<p>3. 「様式集 1-8」技術者資格要件確認書に記載の工事監理者及び工施工に関する技術者の特定について、参加表明時にはこれらの技術者を特定せず、設計業務完了時までには特定することによろしいでしょうか。</p>	<p>3. 質問に記載のとおり考えて頂いて間違いありません。</p>
<p>4. 9、(2)、⑦ 別業務である「BIM を用いたファシリテイマネジメントシステムの業務」での連携等、実施設計、施工業務との BIM 連携が記載されています。また、参加表明の質疑対象外ではありますが、要求水準書にも国土交通省の BIM ガイドラインの話にも触れられております。 国土交通省のガイドラインは発注者指定の BIM の利活用ですが、今回の BIM の利用は可能な範囲での受注者提案の BIM 利用と考えてよろしいでしょうか。また、実施設計、施工の連携に関しては設計と施工で会社が異なる場合も考えられます。同じ BIM データを用いるのではなく、施工に必要な情報を設計 BIM 側から抽出し、施工側で活かすという現実的な BIM の活用と考えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>4. 設計、施工とも BIM の活用に関しては受注者側の提案で結構です。ただし、要求水準書第 1 3 (5)「新庁舎管理マネジメントシステム構築との関係」に記載の通り、対象データの提供など BIM・FM 業者との連携が必要となります。</p>